座光寺地区整備計画区域における建築物の高さの最高限度のただ し書の取扱いを定める要領

建設部長平成31年3月29日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成31年飯田市条例第14号)別表第2の1座光寺地区整備計画区域の居住エリアにおける高さの最高限度のただし書の規定の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(市長が認めるものの取扱い)

- 第2条 市長が周辺の良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものは、次の各号に掲げる項目に応じ、それぞれ当該各号に定める条件のいずれにも該当するものとする。ただし、最低限必要なものとして12メートルを超えないものとする。
 - (1) 用途 主に住宅の用途に供する建築物であること。
 - (2) 階数 地階を除く3階建て以下であること。
 - (3) 高さ 前面道路の幅員のメートルの数値に1.5を乗じて得た数値以下であること。
 - (4) 北側斜線制限 建築基準法 (昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第56条第1項第3号の第1種中高層住居専用地域に相当する基準に適合するものであること。
 - (5) 日影規制 法第56条の2第1項の第1種中高層住居専用地域に相当する基準に適合するものであること。

附則

この要領は、平成31年3月29日から施行する。

(参考)

() ()	
高さの最高限度	10メートル。ただし、市長が周辺の良好な住居の環境を害す
	るおそれがないと認めるものは、この限りでない。